

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	20 件

## 北海道国民年金 事案 1944

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から同年12月までの期間、40年4月及び同年12月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から同年12月まで  
② 昭和40年4月  
③ 昭和40年12月から41年3月まで

私は、A市にある会社を退職後、上京して就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、私の両親に勧められ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和37年9月にA市に戻ってからは、私の母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間について、私の国民年金保険料を納付してくれていた私の母親は、保険料の未納が無いのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、昭和37年12月から60歳到達前月の52年\*月まで、国民年金に任意加入し、保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の昭和37年2月及び同年3月の国民年金保険料について、オンライン記録では未納期間とされていたが、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、当該期間は納付済みとなっており、平成22年1月26日に未納記録から納付記録に訂正されていることから、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

さらに、申立期間①について、当時の国民年金保険料は3か月ごとの納付方法であったことから、当該期間直前の昭和38年7月及び同年8月の2か月間のみ保険料納付記録となっていることは不自然である。

加えて、申立期間③について、国民年金被保険者資格の取得日が、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の昭和40年11月26日ではなく、同年12月1日となっていることから、申立人が同日を厚生年金保険の資格喪失日として国民年金の再加入手続を行ったことが推測される。

一方、被保険者名簿により、申立期間③の後の昭和41年4月から同年8月までの国民年金保険料が同年8月1日に納付されていることが確認できるところ、保険料の納付意識の高い申立人の母親が、申立期間①、②及び③に係る印紙が貼付されていない国民年金手帳を見て、当該期間の保険料納付を放置することは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1945

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、私の夫の事務所開設に伴い二人で国民年金に加入し、私と夫の国民年金保険料を併せて納付していた。私の夫の職業柄、公課金等の納付は期限内に行っており、催告通知を受けた記憶もない。申立期間の国民年金保険料が未納期間にされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く31年5か月の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月に夫婦連番で払い出されており、その時点で申立期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立期間当時、A社会保険事務所（当時）では、国民年金加入者の過年度保険料の未納分について、納付の希望を確認することなく納付書を発行していたことが確認できることから、当該期間に係る過年度保険料の納付書が申立人に届いていたものと推認でき、保険料の納付意識の高かった申立人が、当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたと述べているB信用金庫C支店は、昭和46年9月に開設され、47年4月から国民年金保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1946

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私は、申立期間当時、実家で私の長兄夫婦、次兄夫婦及び妹と共にA業に従事しており、私の父親が家族の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、私の兄妹は納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により、国民年金制度発足時に、申立人の長兄、長兄の妻、次兄、次兄の元妻及び妹と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料について、申立人を除く当該親族の保険料は全て納付済みである。

また、申立人の妹ら（三女及び六女）によると、「父親は、兄妹を差別することはなく、自分たちが婚姻の際も、それぞれの夫に国民年金保険料の納付の継続を頼んでくれた。」と述べていることから、申立人の父親は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、同居していた親族の保険料と共に申立人の父親が納付してくれていたと述べているところ、兄妹からも、同様な説明があり、保険料の納付意識が高かったその父親が、申立人の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年9月まで

私の国民年金は、婚姻を機に役場を退職した昭和62年4月に私の義父が加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても、義父が、義父自身、義母及び私の夫と同様に、A業を経営していた義父の預金口座から引き落としにより納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立人の義父が家族全員（義父、義母、申立人の夫及び申立人）の国民年金保険料を納付していたとしているところ、i) その義父及び義母は共に、昭和36年4月から同年9月までの6か月間を除く国民年金加入期間の保険料に未納が無いこと、ii) 申立人の夫も、20歳から現在に至るまでの国民年金加入期間の保険料に未納が無いこと、iii) 義父、義母、申立人の夫及び申立人の保険料は、その納付日が確認できるほとんどの期間において、前納又は一括で納付されていることから、義父の保険料の納付意識は非常に高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年9月から同年12月までの期間に払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間のうち、昭和62年8月から63年9月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であったところ、申立

期間の直後の期間である63年10月から平成元年3月までの保険料が過年度納付により納付されていることから、納付意識の高かった申立人の義父が、当該期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

しかしながら、申立期間のうち、昭和62年4月から同年7月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成元年9月から同年12月までの時点において、既に時効により納付できないものであるとともに、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月から63年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1948

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

昭和57年10月頃、私の父親が、私の将来のためにA町役場で国民年金の加入手続きを行ってくれ、保険料を納付してくれていた。父親は、私の国民年金保険料を定期的に1年払いで納付してくれており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を自身で納付するようになった平成6年頃までは、申立人の父親が保険料を納付してくれていたとしているところ、オンライン記録により、昭和60年度から平成6年度までの保険料が前納により納付されていることが確認でき、申立人の父親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、昭和59年9月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

加えて、申立人は、国民年金の被保険者資格を20歳に到達した昭和57年\*月\*日付で取得しており、A町の被保険者名簿により、申立期間直後の期間である58年4月から59年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、保険料納付意識の高かった申立人の父親は、遡及して納付が可能であった申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年5月1日まで

昭和22年3月に中学校を卒業して、同年4月1日にA社C支店に入社したが、厚生年金保険の加入記録は同年5月1日からとなっており、申立期間の加入記録が確認できない。

当時の採用辞令、誓約書を所持しており、入社日は昭和22年4月1日であることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された採用辞令及び誓約書、B社から提出された職歴情報及びB健康保険組合の被保険者名簿の記録から、申立人は、申立期間においてA社C支店に正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、B社では、「当時の関係資料は保存されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除等については分からない。」と回答しているものの、A社C支店に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間を含むその前後の昭和20年から24年までの間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた16人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）に照会し、10人から回答が得られたところ、i) 10人全員が「試用期間は無かった。」と供述して

いること、ii) 当該10人のうち20年、21年、23年及び24年の各年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる5人は、共に、「A社C支店に4月に入社した。入社と同時に健康保険と厚生年金保険に加入し、両保険料を給与から控除されていた。」と述べており、当該5人のうち、前述の職歴情報、健康保険組合の被保険者名簿及び厚生年金保険の被保険者名簿により同社同支店における入社時の発令年月日、健康保険被保険者資格取得日及び厚生年金保険の被保険者取得日の全てが確認できた二人（昭和20年4月及び24年4月資格取得）について、記録を確認したところ、いずれも、それらの日付が全て一致していることが確認できること、iii) 前述ii)の5人のうちの1人は、「私は、申立人と同じ新卒者で、昭和23年4月1日に社員として入社した。社員は、健康保険と厚生年金保険に同時に加入し、両保険料を給与から控除されていた。健康保険に加入しながら、厚生年金保険のみを1か月遅らせて加入させるようことは考えられない。」と供述していることから判断して、同社同支店においては、申立期間及びその前後の期間当時、正社員については入社と同時に健康保険と厚生年金保険に加入させ、給与から両保険料を控除するという取扱いをしていたことが推認できる。

さらに、当該事業所が、申立期間である昭和22年4月1日付け入社の新卒の正社員のみ入社と同時に健康保険だけに加入させ、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていたことを裏付ける事業所の回答及び同僚の供述等は得られない。

以上のことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年7月から19年5月までの申立人の標準報酬月額については、事後訂正の結果、18年7月から同年12月までは26万円、19年1月から同年5月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、18年7月から19年5月までは訂正前の15万円とされているが、申立人は当該期間のうち同年1月から同年5月までについて、訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準報酬月額に係る記録を同年1月から同年5月までは32万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年6月から20年3月までの申立人の標準報酬月額については34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成19年6月から20年3月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から20年4月1日まで  
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険

料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年1月から同年5月までの期間は32万円、同年6月から20年3月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めている上、当該期間のうち、平成19年1月から同年5月までの期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(事後訂正前(平成19年6月から20年3月までの期間は訂正前)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年7月から同年12月までについては、当該事業所から提出された源泉徴収簿の写しにより、厚生年金保険料が控除されていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間の申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年4月から19年5月までの申立人の標準報酬月額については、事後訂正の結果、15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は9万8,000円とされているが、申立人は当該期間について、訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準報酬月額を18年4月及び同年5月は17万円、同年6月から同年12月までは16万円、19年1月から同年5月までは15万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月から20年3月までの申立人の標準報酬月額については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（事後訂正前（平成19年9月から20年3月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から20年4月1日まで  
申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年4月及び同年5月は17万円、同年6月から同年12月までは16万円、19年1月から同年5月までの期間及び同年9月から20年3月までの期間は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めている上、当該期間のうち平成18年4月から19年5月までの期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（事後訂正前（平成19年9月から20年3月までの期間は訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年6月から同年8月までについては、社会保険事務所が記録する標準報酬月額と当該事業所から提出された源泉徴収簿等の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成20年4月及び同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から同年9月1日まで

申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年4月及び同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記

訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年1月から同年8月までは30万円、同年9月は34万円、同年10月は30万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月は30万円、同年2月は26万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から14年9月11日まで

申立期間はA社に勤務していた。年金記録によれば、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、実際に支払われていた報酬月額とは異なっている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が、平成13年1月1日付けの随時改定（平成13年3月15日処理）により、従前の34万円から15万円に引き下げられたことが確認できる。

また、申立人が保管する平成13年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）に記載された社会保険料等の金額は、当該随時改定後の標準報酬月額（15万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率、被保険者負担健康保険料率及び被保険者負担雇用保険料率をそれぞれ乗じて算出した毎月の厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額の合計額とほぼ合致している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、申立人と同様に、当該随時改定

により標準報酬月額が15万円に引き下げられたことが確認できる者19人のうち、申立期間の源泉徴収票、給与明細書又は賃金台帳を保管する二人については、いずれも、平成13年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額が、申立人と同様に当該随時改定後の標準報酬月額に見合う額となっている一方で、給与明細書又は賃金台帳によれば、両人は、いずれも、申立期間において当該随時改定前の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払いを受け、当該随時改定前の標準報酬月額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率を乗じて算出した額と合致する厚生年金保険料を源泉控除されていたことが確認できることを踏まえると、事業主は、これらの者について、申立期間において当該随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、13年の源泉徴収票においては当該随時改定後の標準報酬月額に基づく社会保険料等の金額を記載していたものと考えられることから、申立人についても、申立期間において当該随時改定前の標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料が源泉控除されていたものと認められる。

さらに、前述の被保険者二人が保管する平成13年分の源泉徴収票に記載された給与支払金額を支払月数（12か月）で案分した額は、いずれも、両人が保管する給与明細書又は賃金台帳に記載された報酬月額とおおむね合致していることが確認できることを踏まえると、事業主は、同年の源泉徴収票における給与支払金額については給与支給実態に即した記載を行っていたものと考えられるところ、申立人が保管する同年の源泉徴収票に記載された給与支払金額（367万7,863円）を支払月数（12か月）で案分した額（30万6,489円）に見合う標準報酬月額（30万円）は、当該随時改定後の標準報酬月額（15万円）より高額であるものの、当該随時改定前の標準報酬月額（34万円）よりも低額である。

加えて、申立人が保管する雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）により、申立期間のうち平成13年8月から14年7月までの期間において申立人が事業主により支払われていたことが確認できる賃金額に見合う標準報酬月額については、いずれも、当該随時改定後の標準報酬月額（15万円）より高額であるところ、当該期間のうち13年9月及び14年3月は当該随時改定前の標準報酬月額と同額であり、13年11月はこれより高額である一方で、同年8月、同年10月、同年12月、14年1月、同年2月、同年4月から同年7月までの期間及び同年7月から推認できる同年8月は当該随時改定前の標準報酬月額よりも低額である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収票に記載された給与支払金額及び離職票に記載された賃金額から、平成13年1月から同年8月までは30万円、同年9月は34万円、同年10月は30万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月は30万円、同年2月は26万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は「当時の資料を保管していないため、不明である。」と供述しているが、B厚生年金基金が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届により、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を15万円として届け出たことが確認できることから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対しても申立期間に係る標準報酬月額を15万円として届け出たものと認められ、その結果、社会保険事務所は申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年10月から41年9月までは5万2,000円、同年10月から42年2月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

申立期間はA社B支店から関連会社であるC社B支店(当時は、D社)に出向し、その後昭和45年9月末まで同社同支店に経理事務担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人とC社B支店で一緒に勤務していたとする同僚の供述、申立人の部下であったとする者の供述、及び商業法人登記簿謄本の記録から判断すると、申立人は、昭和37年7月1日にA社B支店から関連会社であるD社に出向し、同社が39年1月11日にE社に合併され、同年5月12日に同社がF社と商号変更した後、申立期間を含む45年9月末まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の県内の各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びC社B支店に係る被保険者原票により、申立期間において申立人と同様にA社の県内の各支店で厚生年金保険の被保険者

資格を喪失し、C社B支店で同資格を取得したことが確認できる者9人については、同資格得喪日がいずれも同日となっており、申立期間において被保険者期間が継続していることが確認できる。

さらに、当該被保険者9人のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認できた者3人に照会したところ、いずれも、「当時、A社の支店からC社の支店に出向した。」と供述しており、申立人と同様にA社の支店からの出向者であったことが確認できる。

一方、当該被保険者9人のうち、申立人と同様にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者4人は、同社同支店及びC社B支店に係る被保険者原票によれば、いずれも昭和41年11月15日に同資格を喪失し、同日に同社同支店で同資格を取得したことが確認できるところ、このうち生存及び所在が確認できた一人は、「私は、昭和39年頃にA社B支店からC社B支店に出向した。」と供述している上、上述の同僚も、「当時、A社の支店からの出向者の給与は同社同支店から支払われており、社会保険も同社同支店で加入させていた。」と供述していることを踏まえると、当時、A社B支店からC社B支店に出向した者については、同社同支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間において、A社B支店で同保険の被保険者とする取扱いであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述のA社B支店で昭和41年11月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者4人の同社同支店に係る40年10月から41年10月までの社会保険事務所（当時）の記録、申立人の同社同支店に係る40年9月の社会保険事務所の記録、及び申立人のC社B支店に係る42年3月の社会保険事務所の記録から、40年10月から41年9月までは5万2,000円、同年10月から42年2月までは6万円することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和40年10月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から42年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 3563

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月24日

保管しているA社の賞与明細表によれば、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与明細表により、申立人は、平成16年12月24日にA社から賞与(25万5,000円)の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額(25万5,000円)に基づく厚生年金保険料(1万7,766円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に係る申立期間の賞与の届出だけが漏れることは考えられないことから、適正に届出を行ったはずである。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を、社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年8月4日）及び資格取得日（昭和30年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和30年8月及び同年9月は3,000円、同年10月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月4日から同年11月1日まで

昭和29年9月から30年11月末までB県C市にあったA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間は、社命により、それまで勤務していた同市D町にあったE店から、同市F町にあったG店に一時的に異動していた期間に当たる。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、同社において昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年8月4日に同資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、同年8月から同年10月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が当該事業所の経理事務担当者であったとする者が、「申立期間当時、A社が経営していたC市F町のG店が人手不足であったため、申立人を同店に応援に行かせたことを記憶しており、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していた。」と供述していること、及び申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚が、「当時、私はC市F町のG店に勤務

していたが、人手不足のため、申立人に応援に来てもらったことを記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、前述のC市F町のG店に勤務していたとする同僚については、申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるほか、同名簿により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者7人に照会したところ、回答が得られた一人は、「私は当初、C市F町のG店に勤務していたが、その後同市H町のI店に異動した。」と供述するところ、同人についても、自身が記憶する勤務期間において継続して同保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、上述の経理事務担当者であった者は、「当時、A社では、経営する店舗ごとに厚生年金保険の加入に差を設けていなかったため、店舗間で異動する者については、本来は加入を継続させる取扱いであった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和30年7月及び同年11月の社会保険事務所（当時）の記録、及び上述のC市F町のG店に勤務していたとする同僚の同社に係る同年8月から同年10月までの社会保険事務所の記録から、同年8月及び同年9月は3,000円、同年10月は4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所名簿によると、A社は昭和61年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも事情を聴くことができないため確認できないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、30年8月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和27年6月1日から29年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を27年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年6月から28年1月までは5,000円、同年2月から29年2月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月1日から29年3月1日まで

C大学生であった昭和27年3月から4年生であった29年7月まで、D県E市F町にあったA社に勤務し、G作業に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には、同社の隣りにあったH施設に通っていたところ、同施設のI職の紹介で勤務するようになった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の隣りにあったH施設と一緒に通っていたとする者が、「当時、I職をしていた私の兄が、その妻の実兄が設立したA社に申立人を紹介したことを記憶しており、申立人は昭和27年3月初めから間違いなく同社に勤務していた。」と供述していること、及び申立人がC大学在学中に住んでいた下宿で同室であったとする者が、「私が申立人と同室となった昭和28年4月には、申立人は既にA社に勤務しており、朝から夕方までは同社に勤務し、その後は大学に行って、夜9時頃帰宅するのが日課であった。申立人が卒業論文作成のため同社を退社する際にも、相談を受けた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認めら

れる。

また、申立人が当該事業所において同期入社であったとする者4人のうち、個人を特定できた者二人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、いずれも、当該事業所において昭和27年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者15人に照会したところ、G作業に従事していたと供述する者8人のうち、入社時期に係る具体的な供述が得られた6人については、いずれも自身が記憶する入社時期から少なくとも5か月後に同保険の被保険者資格を取得しており、入社後2年間にわたり被保険者資格を取得していない者は確認できない。

加えて、当該被保険者15人のうち、申立人と同様にC大学生であったとの供述が得られた者も、当該事業所の被保険者名簿によると、自身が記憶する入社時期から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和27年6月1日から29年3月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が同期入社と同僚で同じ業務に従事していたとする者のA社に係る昭和27年6月から29年2月までの社会保険事務所（当時）の記録から、27年6月から28年1月までは5,000円、同年2月から29年2月までは7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が、昭和29年3月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る27年6月から29年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和27年3月1日から同年6月1日までの期間については、B社に照会したものの、「当時の社会保険関係資料は廃棄済みである。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況については確認することができない。

また、上述のとおり、申立人が同期入社であったとする者二人についても、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所でG作業に従事していたと供述する者のうち、入社時期について具体的な供述が得られた上述の6人のうち2人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ4か月後、5か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、兩人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和51年7月1日、同資格喪失日に係る記録を52年3月17日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から52年3月17日まで  
昭和51年7月1日からA事業所でB専門職として勤務し、52年3月17日に正職員として採用され、同日からC共済組合に加入した。  
申立期間は本採用となる前の臨時的任用期間であるが、当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。  
年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社が保管する申立人に係る人事記録から、申立人が、申立期間においてA事業所で臨時的任用職員のB専門職として勤務していたことが確認できる。

また、D社では、「申立期間当時、事業所の臨時的任用期間の職員については、原則として、厚生年金保険法で規定する取扱いどおりの運用を行っていた。」と回答している。

さらに、申立人は、臨時的任用期間と正職員として勤務した期間の業務内容及び勤務形態（1日8時間月25日勤務、3交代制）は、全く同じであったとしているところ、D社が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は、臨時的任用期間の職員発令と正職員の職員発令は、いずれもB専門職となっており、発令時の等級は、臨時的任用期間においてE職（\*）\*等級\*号俸、正職員において同\*等級\*号俸とほぼ同じであることが確認できる。

加えて、申立期間当時、申立人と一緒に勤務したB専門職の同僚は、「申立人は、正職員となるまでの臨時的任用期間において、厚生年金保険に加入し、同保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚11人に照会したところ、申立人と同じ勤務形態であったとみられるB専門職の同僚4人から回答を得られたが、このうち当時のことを記憶していないとする一人を除いた3人は、当該事業所に採用されると同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D社が保管する申立人に係る人事記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年7月から52年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年1月1日から16年1月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から16年5月7日まで

申立期間は、A社に勤務した期間であるが、当時の報酬額は50万円であったにもかかわらず、年金記録では標準報酬月額が9万8,000円となっている。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年1月1日から16年1月26日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する50万円と記録されていたところ、同年1月26日付けで、14年10月1日及び15年9月1日の定時決定を取り消し、この額が14年1月1日まで遡及して9万8,000円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である16年5月7日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された日と同日である平成16年1月26日付けで、申立人の夫である当該事業所の代表取締役についても、申立人と同様に、14年1月1日まで遡及して標準報酬月額が62万円から9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する平成14年分の給与所得の源泉徴収票及びB市が保管する平成16年度分の市・道民税課非台帳によると、申立人の収入額は、14年が602万円、15年が622万7,136円となっており、いずれも遡及

訂正前の標準報酬月額 50 万円とほぼ一致することが確認できる。

加えて、申立期間当時、当該事業所の経理責任者であったとする同僚は、「申立人の標準報酬月額が引き下げられた頃、A社は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から督促を受けていた。当時、同社の業務は、全て申立人の夫の指示に従い処理しており、申立人は、同社の経営及び事務に従事していなかった。会社の代表者印は、申立人の夫と私が管理し、申立人は管理していなかった。このため、申立人は、自身の標準報酬月額の引下げについて、承知していなかったと思う。」と供述している。

その上、商業法人登記簿謄本によると、申立人は、平成9年1月10日に当該事業所の代表取締役就任しているが、15年1月31日に退任しており、標準報酬月額が遡及訂正処理された16年1月26日当時は、申立人の夫が代表取締役に就任していることが確認できることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正処理に係る権限を有していなかったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、平成16年1月26日から同年5月7日までの期間について、オンライン記録によると、当該事業所は同年5月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人の夫であった当該事業所の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、申立人が所持している平成16年分の源泉徴収票においては、申立人は当該事業所とは別の事業所に係る給与の支払いが記載されており、当該事業所に係る給与の支払及び社会保険料等の控除が記載されていないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B市が保管する平成17年度分の市・県民税課非台帳によると、申立人は、16年において、給与から厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年6月1日まで

昭和29年12月1日から54年7月31日までA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間当時は、A社C支店から同社B支店に異動した時期であるが、申立期間においても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された社員台帳及び同社の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答から判断すると、昭和36年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭

和 36 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和30年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月15日から同年12月10日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には昭和26年8月から61年1月まで継続して勤務していた。

申立期間当時は、A社C支店から同社B支店に異動した時期であるが、厚生年金保険料は給与から継続して控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された職員名簿及び同社の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答から判断すると、昭和30年11月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和30年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見

当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道国民年金 事案 1949

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの期間及び平成3年3月から4年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から61年3月まで  
② 平成3年3月から4年8月まで

私が初めて国民年金の被保険者の届出をしたのは、年金手帳に記入されているとおり昭和59年12月20日である。私が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときは、区役所で国民年金の手続を行い、保険料の申請免除をしていた。

申立期間の国民年金保険料は免除申請したはずなので、保険料の未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその妻は昭和59年12月頃に国民年金に加入し、保険料の申請免除の手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により61年4月頃に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申請免除は遡及して行うことができないことから、その時点で当該期間のほとんどの期間は申請免除を行うことができないものである。

また、申立期間②については、i) オンライン記録により、当該期間が平成5年7月20日付けで国民年金被保険者期間として追加されていることが確認できること、ii) 当該期間の申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人の所持する年金手帳の当該期間の同被保険者期間の下に「5. 6. 22」と押印されており、申立人が昭和62年5月に国民年金被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行ったのは平成5年6月頃と認められることから、申立人は、当該期間当時、国民年金に未加入であったものと

推認でき、申請免除手続ができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除していたことを示す関連資料（承認通知書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの期間及び平成3年3月から4年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から61年3月まで  
② 平成3年3月から4年8月まで

私が初めて国民年金の被保険者の届出をしたのは、年金手帳に記入されているとおり昭和59年12月20日である。私の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときは、私の夫が区役所で私の国民年金の手続を行い、保険料の申請免除をしてくれていた。

申立期間の国民年金保険料は免除申請したはずなので、保険料の未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその夫は昭和59年12月頃に国民年金に加入し、保険料の申請免除の手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により61年4月頃に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申請免除は遡及して行うことができないことから、その時点で当該期間のほとんどの期間は申請免除を行うことができないものである。

また、申立期間②については、i) オンライン記録により、平成5年7月20日付けで申立人の第3号被保険者資格喪失の処理が行われていることが確認できること、ii) 申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿により、当該期間は第3号被保険者期間となっていることが確認できること、iii) 申立人の所持する年金手帳により、当該期間の第1号被保険者期間の下に「5. 6. 22」と押印されており、申立人が昭和62年5月に第3号被保険者資格取得後、同被保険者資格の喪失手続を行ったのは平成5年6月頃と認められることから、

申立人は、当該期間当時、第3号被保険者として記録されていたことが推認でき、申請免除手続きができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除していたことを示す関連資料（承認通知書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1951

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

私は、平成4年度から11年度まで国民年金保険料の学生免除を受けていた。平成12年4月に学生免除制度が廃止となり、新たに学生納付特例制度が始まり、平成12年度から14年度までの3年間、間違いなく国民年金保険料の納付猶予の申請をしていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年5月又は同年6月頃にA市B区役所で、平成12年度及び14年度と同様に、申立期間に係る学生納付特例による国民年金保険料の納付猶予の申請を行ったと述べているところ、A市の国民年金に係る免除管理票によると、12年度及び14年度の保険料の納付猶予の記録は確認できるが、申立期間の納付猶予の記録が見当たらない上、申立人は承認通知書が届かなかったことを記憶しているとしていることから、申立期間について、申立人は保険料の納付猶予の手続を行わなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料（申請書の本人控等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1952

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月及び同年12月

私は、勤めていた会社を退職し、平成5年10月中旬にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、私自身又は私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、C年金相談センター及びD社会保険事務所（当時）で年金について相談した時も、申立期間の国民年金保険料は納付済みであると言われている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間の国民年金保険料について、「送付された納付書により必ず保険料を納付しており、C年金相談センター及びD社会保険事務所でも納付済みと言われた。」と述べている。

しかしながら、申立人の年金手帳の「国民年金の記録」欄、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は平成6年1月1日に国民年金被保険者資格を再取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できるところ、未加入期間の納付書は作成されないことから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年10月までの期間、6年5月から11年1月までの期間、同年4月から14年3月までの期間、同年10月から15年1月までの期間及び同年4月から16年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から同年10月まで  
② 平成6年5月から11年1月まで  
③ 平成11年4月から14年3月まで  
④ 平成14年10月から15年1月まで  
⑤ 平成15年4月から16年12月まで

私は、申立期間について、どの期間か明らかでないが、生活に余裕ができた時に国民年金保険料を金融機関の窓口で納付書により数回納付した。

申立期間全ての国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成11年頃に国民年金の加入勧奨の文書を受け取り、A市B区役所で初めて加入手続を行ったと思う。」と述べているところ、i) オンライン記録により、平成11年6月24日付けの国民年金第1号又は第3号の被保険者資格取得の勧奨対象者一覧表に申立人が記載されていることが確認できること、ii) 申立人が所持する年金手帳により、国民年金第1号被保険者資格を同年4月15日に取得したこと及び当該処理が同年7月22日に行われていることが確認できること、iii) オンライン記録により、申立期間①、②及び③に関する国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理が同年8月2日付けで遡って行われていることが確認でき、申立人は国民年金の加入勧奨を受け、年金手帳に押印されている上記の同年7月22日にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったものと認められることから、その時点で、申立期間①及び申立期間②のうち6年5月から9年5月までの期間は時効により保険料を納付でき

ない期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと認められる平成11年7月の時点で、申立期間②のうち9年6月から11年1月までの期間については過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、「国民年金の加入手続を行った時点では納付資金が無かったため、保険料を納付しなかった。また、1回当たり1か月分の保険料を納付したが、まとめて納付した記憶はない。」と述べていることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかった可能性を否定できない。

さらに、申立期間⑤について、オンライン記録により、国民年金の未加入期間であること、及び平成17年8月23日付けの国民年金への加入勧奨対象者一覧表に申立人が記載されていることが確認でき、その時点で、i) 申立期間⑤のうち15年4月から同年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) 未加入期間は保険料納付書が送付されないことから、申立人は保険料を納付することができなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人は、「生活に余裕ができた時に国民年金保険料を納付した。納付した回数は5回以下であるが、申立期間のうち、いずれの期間の保険料をいつ頃、いくらぐらい、どこの金融機関で納付したか分からない。」と述べており、全ての申立期間のうち、申立人が保険料を納付したとする期間の特定はできない上、当時の具体的な保険料の納付状況を確認することができない。

その上、申立期間は5回で、計122か月と長期間であり、申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1954

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年12月まで

私は、平成10年1月1日付けで会社を退職後、親の強い勧めもあり、国民年金に加入することとし、母親に再加入手続を行ってもらった。

申立期間の国民年金保険料については、平成14年2月頃に、A社会保険事務所（当時）の窓口で、会社を退職した時点までの4年分を遡り、約60万円の保険料を一括で納付したと父親から聞いている。

申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が平成14年2月頃一括で納付してくれ、まとまった金額で納付したのはこの1回のみであるとしているところ、オンライン記録により、12年1月から13年3月までの過年度保険料、及び平成13年度の現年度保険料を14年2月に納付していることが確認できるが、当該時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できないものである。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、4年分を遡り、約60万円の保険料を納付したとしているところ、制度上、国民年金保険料は、2年までしか遡って納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は直接関与しておらず、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1955

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年10月まで

申立期間は家庭の事情で離婚し、前夫とは別居していたが、前夫が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間当時、前夫が居住していたA市では、女性が国民年金保険料を集金に来てくれていたので、保険料の納付は間違いなく行っていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付について、申立人の前夫がA市の集金人に納付してくれていたはずであると述べているが、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録により、昭和36年4月から45年8月までの保険料納付が確認できるものの、同年9月から47年11月（厚生年金保険の被保険者資格を取得）までの国民年金加入期間については、同検認記録、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録のいずれもが保険料の未納期間となっている。

また、特殊台帳により、申立人が昭和45年8月22日にA市からB県C市に転居し、国民年金被保険者台帳が同年9月29日付でB県国民年金担当課に移管されていること、その後の同年11月13日にD市E区に転居し、同台帳が同年12月15日にF社会保険事務所（当時）へ移管されていることから、A市において、申立人の申立期間の国民年金保険料の集金が行われていたものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする前夫は、既に死亡しており、当時の状況等を聴取することができない上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、当時の具体的な状況を確認できない。

加えて、申立人の前夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3570

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 21 日から 35 年 11 月 1 日まで

昭和 33 年 5 月 21 日に A 社 B 工場に臨時社員として採用となり、41 年 8 月 5 日まで同工場の C 課に勤務した。同社同工場に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、正社員になった 35 年 11 月 1 日以降の厚生年金保険の加入記録は確認できたものの、臨時社員であった申立期間については同保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された A 社が作成したとする基本項目台帳（申立人の入社年月日、社会保険の加入年月日等が分かる資料）及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において同社 B 工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社 B 工場は、オンライン記録によると、昭和 55 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主（工場長）及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、A 社本社に同社 B 工場に係る申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について照会したが、同社は、「当時の関係資料が無いため、分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、「同僚からは、入社の数か月後に厚生年金保険に加入していると聞いたので、入社して 30 か月後の正社員となった日に同保険の被

保険者資格を取得していることに納得できない。」としているものの、A社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、申立期間を含むその前後の期間に同社同工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚24人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会し、19人から回答が得られたところ、このうち申立人と同様臨時社員であった者10人について、自身が記憶する入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期を確認したところ、入社と同時に厚生年金保険に加入している同僚は、父親が同社同工場の責任者と知り合いであったとする者一人のみで、ほかの9人については、入社してから5か月から44か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、前述の44か月後に厚生年金保険に加入したことが確認できる同僚は、「昭和32年5月に臨時社員として入社したが、健康保険には、33年7月に、また、厚生年金保険には正社員になった35年11月にそれぞれ加入した。厚生年金保険料については、同保険に加入するまでは控除されていなかった。」と供述している。

加えて、前述の10人のうち1人から提出されたA社B工場における雇用契約書（写し）を確認したところ、「4か月以上の雇用期間を契約した場合は健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者の資格をせしめる。健康厚生年金保険料は双方が半額を負担する。」旨記載されているものの、同社同工場に係る被保険者名簿によると、当該同僚は、同契約書に記載されている雇用開始日から8か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、A社B工場では、全ての臨時社員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

その上、A社B工場の被保険者名簿における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、前述の同社の基本項目台帳に記載されている申立人の同保険の資格取得日と一致している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 11 月 15 日頃から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 11 月 15 日頃から同年 12 月 1 日まで  
⑤ 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 43 年及び 44 年については A 社 B 工場、45 年は同社 C 工場に期間雇用員として、43 年は 11 月 9 日から翌年 3 月 31 日まで、44 年及び 45 年は、11 月 15 日頃から翌年 3 月 31 日まで就労したが、申立期間②及び④については厚生年金保険の被保険者資格取得日、申立期間①、③及び⑤については同保険の資格喪失日がそれぞれ相違している。勤務期間の始期は月の途中になる場合が多く、終期は月の末日又は給与締め日が一般的であることから、同社に係る厚生年金被保険者記録は不自然さがあるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 社に勤務した期間の始期及び終期については、タイムカードにより管理されていたので確認してほしいと述べているところ、同社は、「労働者名簿については、昭和 57 年以降しか保存しておらず、また、当時のタイムカードも残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①から⑤までの勤務状況について確認することができない。

また、申立人の A 社 B 工場及び同社 C 工場における全ての申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「勤務期間の始期は月の途中になる場合が多く、終期は月の末日又は給与締め日が一般的であった。」と主張しているところ、

申立人と同時期にA社B工場で期間雇用された者に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同社C工場で期間雇用された者に係る同保険の被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は月初め、月中、月末と様々であることが確認できる。

- 2 A社B工場における申立期間①、②及び③について、同社の社会保険事務担当者は、「B工場については、当時の社会保険事務に係る関係書類等を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、被保険者名簿により申立期間①、②及び③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者12人に照会したところ、回答が得られた8人は、「申立人と一緒に勤務した記憶はない。」と述べていることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、前述の8人のうち5人から自身の厚生年金保険被保険者記録と勤務期間について回答があったところ、一人は、勤務期間と一致しないと回答しているものの、ほかの4人は、「厚生年金保険被保険者期間と勤務期間とは一致している。」と述べている。このうち、一人から提出された給与支払明細書には退職日が記載されており、その翌日が同人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 A社C工場における申立期間④及び⑤について、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同保険被保険者資格喪失届により、申立人が昭和45年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年3月31日に同資格を喪失していることが確認できる上、この記録は厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、厚生年金保険被保険者原票により、申立期間④及び⑤当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者11人に照会したところ、回答が得られた9人は、「申立人と一緒に勤務した記憶はない。」と述べていることから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、前述の9人のうち6人から自身の厚生年金保険被保険者記録と勤務期間について回答があったところ、一人は、勤務期間と一致しないと回答しているものの、残りの5人は「厚生年金保険被保険者期間と勤務期

間とは一致している。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間④及び⑤に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 13 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間については、A社B事業所に臨時雇用員として雇用され、C研修所で研修を受けていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。勤務経歴書の写しにより、同事業所に臨時雇用員として勤務していたことが確認できるので、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務経歴書の写し及びA社B事業所の企業内研修所であるC研修所のクラス名簿（以下「クラス名簿」という。）により、申立人は申立期間において、同事業所に臨時雇用員として雇用され、同研修所で研修を受けていたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時における臨時雇用員に係る厚生年金保険の適用状況について、D社に照会したところ、同社は、「申立期間当時、臨時雇用員に対しては、臨時雇用員等の社会保険事務に係る処理規程に基づき、原則として厚生年金保険が適用されていたが、勤務日数が1か月につき22日以上であること等の適用条件を設けていた上、実態として、同保険の適用については、各事業所及び各作業所の判断に基づいて行われていたことから、臨時雇用員に対して画一的に同保険を適用していたわけではない。」と回答している。

また、D社は、研修期間に係る厚生年金保険の適用について、「研修期間については臨時雇用員としての雇用となるが、同期間の成績等も考慮した上で準職員としての発令を判断していた上、あくまでも採用前の研修のための雇用期間であることから、全国的に厚生年金保険を適用していなかったはず

である。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた先輩二人は、B事業所に臨時雇用員として雇用され、前述のC研修所で研修を受けていたとされる期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、クラス名簿に記載されている申立人と同期の同僚40人のうち、個人が特定できた25人のいずれについても、申立期間に係る同保険の加入記録は無い。

加えて、上記の25人に照会したところ、回答が得られた6人は、「研修期間においては、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しているとともに、このうち二人が「研修期間に係る給与からは厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と供述している上、そのほかの4人も「どうであったかは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

その上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3573 (事案 532 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 27 日から 43 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。厚生年金保険料控除の事実が確認できる申立期間中の給与明細は無いが、A社に引き続き勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

委員会の決定に基づく通知を受けた後、申立期間当時の資料が見つかったこと及び一緒に勤務していた同僚の所在が判明したことから、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社において、当時、一緒に勤務していた申立人の部下の供述、B商工会における永年従業員表彰者の名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、同社では当時の書類を廃棄しており、それを確認できる給与明細等の関連資料が無いこと、ii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人に係る健康保険証が昭和 42 年 3 月 30 日に返納され、改めて 43 年 2 月 1 日に別番号の保険証が交付されていることが確認できることから、申立期間においては健康保険証が交付されておらず、厚生年金保険にも加入していなかったものと認められること、iii) このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等を理由として、

既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として当該事業所が平成 22 年 7 月 27 日に発行した勤務に関する証明書、申立期間当時の当該事業所が税務署に提出した資料の写し、申立期間当時の写真の写し及び昭和 44 年当時の従業員名簿の写しを提出しているものの、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、また、申立人は、複数の同僚の名前を挙げていることから、今回の再申立てにおいては、前回の申立てにおいて照会した 4 人を含め 11 人に照会し 9 人から回答を得られたところ、全員が「申立人は申立期間においても勤務していた。」と述べているものの、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかったことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「申立期間において、私は、C 課長として厚生年金保険を含む経理及び社会保険事務の責任者として勤務しており、社会保険事務所（当時）等、関係行政機関に提出する書類には私が自ら社印を押していた。」と供述しているところ、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 42 年 3 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、43 年 2 月 1 日に再度、同被保険者資格を取得したことが記載されており、その記載内容に訂正等の不自然さは無いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録すること、さらに申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく定時決定の機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、申立期間における申立人の当該事業所における立場を考慮すると、上記複数回の事務処理に当たって、申立人による一切の関与も無く、当該処理が行われたものとする考えは不自然である。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 6 日から 35 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 21 日まで  
③ 昭和 39 年 10 月から 40 年 10 月 6 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②並びにその後勤務したA社B工場（現在は、C社）について、脱退手当金を受給しているため、年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、A社B工場に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給したが、申立期間①及び②については請求も受給もした記憶がないので、申立期間①及び②について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③について、D社E支店（現在は、F社）を昭和 39 年 7 月に退職し、同年 10 月にG社（現在は、H社）に入社して厚生年金保険に加入したが、加入記録が無い。

申立期間③について、G社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金を受給したのは、申立期間①及び②の後に勤務したA社B工場に係る厚生年金保険の被保険者期間のみであり、申立期間①及び②については脱退手当金として受け取っていないと主張しているものの、同社同工場に係る脱退手当金を請求した際に、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた申立期間①

及び②についても併せて請求手続がとられたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると、脱退手当金の支給対象期間は申立期間①及び②を含む95か月となっており、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、H社は、「申立人の申立期間の在籍を確認する資料が無いため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて関連資料を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間③において、G社で厚生年金保険の加入記録があることが確認でき、生存及び連絡先が確認できた19人に照会したところ、回答が得られた13人のうち7人が申立人のことを記憶していたものの、いずれも「申立人の入社時期は分からない。」としており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述は得られない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名が判明しないものの、申立人は昭和40年10月6日に被保険者資格を取得し、41年10月20日に離職していることが確認できるところ、これは申立人のG社及びA社B工場における厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間③のうち昭和39年10月から40年7月21日までの期間については、D社E支店において厚生年金保険の加入記録があることが確認できる上、申立人の同社同支店における雇用保険の加入記録によると、35年4月1日に被保険者資格を取得し、40年7月20日に離職していることが確認できるところ、当該記録は申立人の同社同支店における厚生年金保険の加入記録と一致している。

その上、申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 11 月 27 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社において勤務していた申立期間①及びB社において勤務していた申立期間②について、加入記録が無い。両事業所で間違いなく勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人はA社において勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録により、A社は申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が見当たらない上、同事業所の所在地を区域とする経済団体に照会したところ、「当時の状況を知る者が、『A社は申立期間①当時営業していたが、昭和 40 年代半ば頃に営業を廃止したものとみられる。』と供述しているものの、当団体が現在保管している事業所名簿等の資料には同事業所の名称が無いことから、それ以上のことは分からない。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していない上、A社の代表者として名前を挙げた者については、生存及び連絡先が確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて、関連資料及び供述を得ることができない。

なお、商業法人登記簿によると、C社が登記されていることが確認できるところ、同社は、i) 代表者の氏名及び業務内容が、申立人が勤務して

いたとするA社と同じであること、ii) 昭和48年11月20日に設立され(所在地は、申立人が主張するA社の所在地に隣接する村)、60年12月12日に解散していることが確認できることから、申立人が勤務していたとする同事業所の承継会社であると推察できるものの、事業所名簿及びオンライン記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が見当たらないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

- 2 申立期間②について、B社では、「申立期間②当時の人事記録及び賃金台帳等の書類を廃棄しており、また、当時の事情を知る者がいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において、B社で厚生年金保険の加入記録のあることが確認でき、かつ、連絡先が確認できた者5人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間②における勤務実態等について供述が得られない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3576

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 11 月末頃まで  
A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。  
しかし、申立期間において A 社で C 業務を担当していたのは間違いなく、同社で勤務していた同僚の名前を覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間において A 社で厚生年金保険の加入記録のあることが確認できる複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人は、同社内で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、「人事記録を保存していないため、申立人が当社に在籍していたか否かについては分からない。保存されている『厚生年金保険被保険者資格取得並びに等級変更簿』に申立人の名前が無いことから、申立人は当社において厚生年金保険に加入していなかったものとみられる。」と回答している。

また、申立人は A 社に同期入社したとする同僚 4 人の名前を挙げているところ、このうち一人は、オンライン記録により、申立期間において同社で厚生年金保険の加入記録が確認できない上、生存及び連絡先が確認できた二人のうち一人は、「申立人は高校の同窓生であり、会社内で偶然に出会ったことを記憶しているが、勤務時期、配属先及び仕事内容など具体的なことは分からない。」と供述しており、他の一人は「申立人の名前は記憶にない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間において A 社で厚生年金保険の

被保険者記録があり、生存及び連絡先が確認できた16人に照会したところ、回答を得られた14人のうち申立人を記憶している二人は、「申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。申立期間当時、会社の各現場では、正社員だけでなく、委託業務員、メーカーからの派遣職員、アルバイト等が業務に携わっていた。このうち厚生年金保険に加入できたのは正社員だけであった。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 5 日から 40 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 5 日から 44 年 1 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、両申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約8か月後の昭和44年10月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 10 日から 39 年 3 月 1 日まで  
申立期間はA市B局においてC職として勤務しており、本採用前提の条件付き雇用期間であったが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する申立人のA市職員履歴書及び在籍証明書により、申立人が、申立期間においてA市B局に臨時的任用職員（C職教習生）として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が当該事業所で同じ職種として一緒に勤務していたとする同僚6人のうち2人は、申立人が姓又は名しか記憶していないことから個人を特定することができず、他の4人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、このうち二人は当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が見当たらないほか、別の二人は、いずれも申立人が当該事業所で正職員となった昭和39年3月1日以降に同保険の被保険者資格を取得しており、申立期間においては同保険の被保険者であった形跡が見当たらない上、両人に照会したものの、いずれも、申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者13人（その後、A市職員共済組合員となった者4人を含む。）に照会したところ、回答が得られた9人が供述する当時の職種は、D職、E職、F職、

G職、H職、I職、J職等であり、C職教習生又はC職であった者は確認できない上、これらの者はいずれも「C職等に係る社会保険の取扱いは、部署が違うため分からない。」と供述しており、ほかに申立期間において、当該事業所でC職教習生又はC職として勤務していた者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当該回答者9人のうち1人の供述により、申立期間当時、当該事業所において職員任用業務担当者であったことが確認できた者に照会したところ、「C職等の現場職員については、正職員となった時点で共済組合員となることから、現場ごとの判断で、採用前提の臨時雇用期間においては厚生年金保険に加入させていなかった時期があったように思う。」と供述している。

一方、A市B局に照会したところ、「臨時職員に係る関係書類の保存年限は5年間であるため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況を確認できる資料は無いが、申立人の勤務時間及び勤務期間は同保険の適用条件を満たしていたと考えられることから、同保険の適用となっていたと考えられる。」と回答しているものの、上述のとおり、申立期間においてC職教習生又はC職でありながら、厚生年金保険の被保険者であった者は確認できず、ほかに同局の回答を裏付ける事情は見当たらない。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

申立期間①はA社に勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②はA社から同社の社長が経営するC社（現在は、D社）に出向し、申立期間①と同様の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社及びC社における業務内容に係る供述が具体的であること、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人が両社において一緒に勤務していたとする同僚は、いずれも両社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、及び当該同僚のうち一人が、「期間までは記憶していないが、申立人はA社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間及び身分は特定できないものの、申立人が両社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は昭和 55 年 6 月 1 日に、C社は平成 22 年 7 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、両社の代表取締役であった者も既に死亡している上、商業法人登記簿謄本の記録によりC社を合併したことが確認できるD社に照会したものの、「C社に係る資料は一切引き継いでいないため、回答することができない。」としており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況につ

いて確認することができなかった。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたとする同僚9人のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認できた者6人、及び申立人がC社において一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認できた者二人に照会したところ、回答が得られた7人のうち、申立人が両社の経理事務を統括していたと供述する者は、「当時は、社長の方針でどちらの会社も入社時から社会保険に加入させておらず、その期間は場合によっては6か月以上あり、加入させないまま退社する者もいた。また、社会保険に加入させていない者の給与から保険料を控除することはなかった。」と供述しているところ、他の4人も、「両社では、入社してすぐには社会保険に加入させておらず、また、社会保険に加入していない期間において保険料を給与から控除されることはなかった。」と供述している上、当該7人のうち4人については、両社に係る被保険者原票によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ1か月後、2か月後、8か月後、1年5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、回答が得られなかった者のうち、申立人が申立期間①においてA社で机を並べて勤務していたとする者も、同社に係る被保険者原票によると、申立期間①の1年9か月後の昭和41年8月20日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、A社及びC社に係る被保険者原票により、申立期間①及び②前後に両社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者18人に照会したところ、回答が得られた11人のうち7人は、いずれも、「両社では、入社してすぐには社会保険に加入させてもらえず、社会保険に加入していない期間において保険料を給与から控除されることもなかった。」と供述している上、自身が記憶する入社時期から、3か月後から3年6か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、このうち一人は、「社会保険に加入させるかどうかは、見習い期間等ではなく、個人ごとに決めていたようだ。」と供述しており、他の一人は、「両社の経理を統括していた者が長く勤めそうだと判断した者については、入社後一定期間において社会保険に加入させていたが、それ以外の者は長期間にわたって加入させず、社会保険に加入しないまま退社する者もいた。」と供述している。

加えて、A社及びC社に係る被保険者原票においては、いずれも申立人の氏名は無く、一方、両原票においては、いずれも健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の両申立期間における加入記録は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3580

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月29日から36年4月1日まで  
申立期間は、A社に勤務し、B業務に従事した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社C出張所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同社同出張所は、昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社C出張所は昭和40年8月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、同社本社についても、41年6月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、商業法人登記簿謄本によると、同社は同年2月28日に解散している上、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格(以下「被保険者資格」という。)を取得している者が申立人を除き5人確認できるところ、オンライン記録によると、5人のうち4人は、同日よりも前の申立期間において被保険

者資格が確認できない上、ほかの一人についても、申立期間のうち、自身が同社本社から同社C出張所に異動したとする 35 年 4 月 8 日に同社本社で被保険者資格を喪失し、同年 4 月 8 日から 36 年 4 月 1 日までの同社C出張所での被保険者資格が確認できない。

加えて、上記のA社B出張所の同僚5人に照会し、このうち4人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかった上、このうち一人は、「私は申立期間である昭和 35 年 4 月にA社B出張所に経理担当者として入社し、この時、既に申立人は同出張所に勤務していた。同出張所は、私が入社した翌年である 36 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所となったが、適用事業所となるまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
④ 昭和 61 年 6 月 8 日から 62 年 7 月頃まで  
⑤ 平成元年 4 月 1 日から 9 年 6 月 30 日まで

申立期間①、②及び③は、A社に勤務した期間であるが、年金記録の標準報酬月額が低額となっている。

申立期間④は、B社に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑤は、C社に勤務した期間であるが、年金記録の標準報酬月額が低額となっている。

各申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、「年金記録によると、A社に係る標準報酬月額が9万2,000円から24万円と記録されているが、当時の報酬月額は約40万円であった。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和51年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、商業法人登記簿謄本によると、平成14年1月11日に解散している上、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①、②及び③に係る報酬月額

の届出状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の経理事務担当者は、「申立人が主張する 40 万円の報酬月額、D職の報酬月額に相当する。申立人のように一般のE職の報酬月額は、多くても 30 万円ぐらいであり、平均すると 20 万円ぐらいであった。このため、申立人の年金記録にある標準報酬月額は、申立人の当時の給与の支給額と合っている。」と供述している。

さらに、当該事業所の別の経理事務担当者は、「F業界の中でも小規模な会社であったため、一般のE職の報酬月額が 40 万円というのは多すぎる。申立人は、別のF会社で勤務していたこともあると思うので、記憶が混同しているのだと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①、②及び③に厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）が確認できる同僚 14 人に照会し、申立人と同じE職の同僚 7 人から回答が得られたものの、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、B社において、昭和 61 年 6 月 3 日離職となっており、これは被保険者資格の喪失日である同年 6 月 8 日とほぼ一致する上、申立人は、申立期間④のうち、同年 6 月 23 日以降の期間においては、別の事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所のG課長であったとして名前を挙げた同僚は、「昭和 61 年 4 月末に和議を申請しており、同年 5 月末までにほとんどの従業員が退職した。このため、申立人は、申立期間④において、勤務していなかったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同日に被保険者資格を喪失している同じE職の同僚は、「私は昭和 61 年 6 月に退職しており、退職時期と被保険者資格の喪失時期は一致している。申立人は、私と一緒に退職したため、申立期間④においては、勤務していなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④において、国

民年金に加入し、同保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立期間④において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間⑤について、申立人は、「年金記録によると、C社に係る標準報酬月額が、20万円から41万円と記録されているが、当時の報酬月額は全ての期間において約50万円であった。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成9年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、商業法人登記簿謄本によると、13年6月2日に解散していることが確認できるほか、当時の事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の標準報酬月額について分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑤に係る報酬月額の届出状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の経理事務担当者に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の申立期間⑤に係る報酬月額について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げたC社H支店長は、「申立人は、当時、役職についておらず、営業成績から考えても年金記録どおりの報酬月額であったと思う。」と供述している。

このほか、申立期間⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 27 日から 42 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらったが、A社には、昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月まで継続して勤務し、B業務に従事していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録により、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本により、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「年金記録によると、申立人と同様、昭和 41 年 8 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっている。しかし、A社を退職したのは 42 年 8 月であり、この時期に同資格を喪失した理由は分からない。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、申立期間直前に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者は、申立人を除いて 11 人（申立人が名前を挙げた

同僚二人を含む。) 確認でき、このうち7人は、申立人が同社における被保険者資格を喪失した昭和41年8月27日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該7人のうち4人については、申立人と同様、42年9月1日に同社における被保険者資格を再取得しており、申立期間における加入記録が無いことが確認できる。

さらに、上記の同僚11人のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会し、全員から回答が得られたところ、申立期間当時の記憶が定かでないとする1人を除く5人は、「申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している者は、事業主、事務員、C職及びD作業の責任者である一方、加入記録が無い者は、B業務に従事していたE職であり、前者とは職種及び給与形態が異なった。」と供述している上、このうちB業務に従事していたとする4人のうち1人は、「私は、申立期間も継続してB業務に従事していたものの、申立人と同様、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。昭和41年7月又は同年8月頃に会社から、『来月から健康保険証が使用できなくなる。』旨の説明を受けて健康保険証を返納したため、病院の診療費を全額自己負担したことがある。」と当時の状況について具体的に供述していることから、申立期間当時、事業主は、何らかの理由により、B業務に従事していた従業員について厚生年金保険の被保険者資格を一時喪失させる取扱いを行っていたものと推認できる。

加えて、上記の回答が得られた6人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述は得られず、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3583 (事案 1173 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 15 日から 42 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 12 日から 44 年 1 月 5 日まで

前回、申立期間①のうち昭和 41 年 7 月 15 日から同年 12 月について、A 社における厚生年金保険被保険者資格が無いことについて記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。

今回、B 社（現在は、C 社）D 出張所における申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録が確認できたものの、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、この期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①と一部重複する昭和 40 年 9 月から 41 年 12 月までの期間について、今回の申立事業所とは異なる A 社に係る年金記録の訂正を求めて申立てを行っているが、i) A 社は、平成 17 年 8 月 31 日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 10 月 1 日であり、同年 9 月については同保険の適用事業所に該当しておらず、また、同社が適用事業所になる前から厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難いこと、iii) いずれの同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述が得られなかったこと、iv) 申立期間において申立事業所での雇用保険の加入記録が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基

づき平成 21 年 8 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、B社D出張所における申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録が確認できたことから、当該期間について厚生年金保険の被保険者資格を認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、B社D出張所は、平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、C社では、「申立人が後に再就職した昭和54年6月以降の記録しか無く、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚5人及びオンライン記録により申立期間①及び②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚8人の計13人に照会したところ、10人から回答が得られ、そのうち一人は、「申立人の厚生年金保険の被保険者資格が無い期間があるのは、申立人の意思に基づくものであると、当時の出張所長と申立人との間の会話を漏れ聞いた。」と供述しており、当該出張所長であった者は、「平成6年の出張所閉鎖時に、申立人に対して従業員の厚生年金保険の加入漏れの確認を指示したが、申立人から自身の厚生年金保険の加入漏れについての報告はなかった。」と供述している。

さらに、上記10人のうち1人は、「給与の手取り額を多くするため、厚生年金保険に加入しない者が多数いた。」と供述しているところ、当該事業所において雇用保険の加入記録が確認できた5人（申立人を除く。）のうち4人が、雇用保険の加入期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い期間が認められ、当該同僚の供述を裏づける状況がうかがえる。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

以上のことから、今回の申立てにおいて、記録の訂正につながる新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3584

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 31 日まで

申立期間①はA社B支店（現在は、C社B支店）に、申立期間②はD工場にそれぞれ勤務したが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無いので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社B支店は、「申立期間①に係る資料としては、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の事業所控えしかなく、この資料を確認したが、申立人の記録は見当たらなかった。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 15 人の計 16 人に照会したところ、6人から回答が得られ、そのうち一人は、「私も申立人もパート勤務であったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述し、工場長補佐をしていた一人は、「採用時に勤務時間及び厚生年金保険の加入について選択を求められたと思うが、パート勤務者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、他の4人からも申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人はD工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿において、申立期間②において、D工場が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、D工場に関してE連合会に照会したところ、「申立人が勤務していたのは、F工場と思われるが、同工場は平成6年にGセンターとして別の市に移転しており、また、申立期間②から30年余経過していることから、資料は現存しない。申立期間②当時は、申立事業所はH共済組合の適用事業所であったため、同共済組合に申立人の記録を照会したが、申立人の記録はないとの回答をもらった。当連合会の厚生年金保険の適用は、15年4月1日である。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、いずれの者も自身の上記共済組合への加入について供述しているものの、申立人の申立内容に係る供述は得られなかった上、当該同僚が名前を挙げたほかの同僚二人にも照会したが、上記同僚の供述内容と同様であった。

3 申立期間①及び②において、当時、申立人の夫であった者の勤務先の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は夫の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年10月1日まで  
② 昭和36年1月1日から同年4月1日まで  
③ 昭和56年8月1日から59年8月1日まで

申立期間①については、昭和33年4月からA社（現在は、B社）に勤務し、34年春頃家業を手伝うために退職した後、1年ぐらいたってまた同社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、A社を昭和35年9月に退職し、同年10月からC社に勤務した。この時、試用期間は3か月と言われていたが、年金記録では、36年4月1日からの加入記録になっている。同年1月1日から本採用になったので、年金記録を訂正してほしい。

申立期間③については、D社に昭和55年秋頃からE職としてアルバイトで勤務し、1年ぐらいたって本採用となって勤務したが、厚生年金保険の加入記録が59年8月1日からとなっている。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社では、「申立期間①当時の書類を保管しておらず、当時の代表者も既に死亡しているので、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人は死亡又は所在が確認できないことから、オンライン記録により申立期間①において当該事業所で厚生年金

保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚5人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、「申立人と一緒に勤務したが、その期間については分からない。」と供述しており、申立人の申立内容に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間①において申立人の名前は見当たらない。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人はC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、昭和39年8月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は既に死亡しており、他の一人からは回答が得られなかったことから、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、いずれの者も、「申立人の勤務の期間については不明である。」と供述していることから、申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

さらに、上記3人のうち1人は、「会社では、経営状況が良い時には、入社した者をすぐに厚生年金保険に加入させていたが、経営状況が悪い時には何か月も同保険に加入させなかった。」と供述している。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人は、D社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社では、「厚生年金保険の加入状況に係る記録は、過去15年分ほどしか保存しておらず、申立期間③当時の厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と回答していること、F協会も、「申立期間③当時、申立人がE職であったことが確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人、オンライン記録により申立期間③において当該事業所で厚生年金保険被保険者資格が確認でき、生存及び所在が確認できた10人の計13人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立内容に係る具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、オンライン記録と合致している上、上記13人の同僚のうち11人について、当該事業所に係る雇用保険の資格取得日とオンライン記録の厚生年金保険の資格取

得日が合致していることが確認できる。

- 4 申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 13 日から 40 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

申立期間①は、A社B支店から同社本店に転勤してきた時に、標準報酬月額が3万6,000円から2万4,000円に減額されているが、これは社会保険事務所（当時）が4万2,000円を誤って2万4,000円と記載したものと考えられる。

申立期間②は、A社本店に勤務中に標準報酬月額が4万5,000円から4万2,000円に減額されているが、これは社会保険事務所が5万2,000円を誤って4万2,000円と記載したものと考えられる。

両申立期間当時は、毎年所得が増えていた時代であり給与が減額されることはなかったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社本店に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間①は同社G支店から転勤してきた時であり、4万2,000円であったものが2万4,000円と誤って記録され、また、申立期間②は同行本店に在籍していた時であり、5万2,000円であったものが4万2,000円と誤って記録されている。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成10年11月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業法人登記簿謄本によると、11年3月31日に解散していることが確認できる上、同社の清算人は、「申立期間①及び②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除額等について確認できない。

また、A社の清算人は、「転勤による厚生年金保険の被保険者資格取得時における標準報酬月額、時間外勤務手当等の変動項目に当たる手当を除いた報酬月額で届出を行っており、申立人の場合も、何らかの変動する手当を除いた額で標準報酬月額を届け出たものと考えられる。」と供述しているところ、オンライン記録により、昭和39年度に同社の支店から本店に異動していることが確認できる95人について、異動時の標準報酬月額の推移を確認したところ、そのうちの73人が標準報酬月額の当時最高等級である3万6,000円であることから、実際に報酬月額が増減となっているか否かを確認できないものの、20人が3,000円から1万2,000円の範囲で標準報酬月額が減額となっており、変動が認められない者は二人のみであることから、上記清算人の供述どおりの処理が行われていたものと推認できる。

さらに、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者19人の標準報酬月額の推移を確認したところ、5人が同行本店内において一時的に減額となっていることが確認できる。

加えて、申立人と同期に入社した9人について、申立期間①及び②を含む昭和37年4月から44年10月までの期間における標準報酬月額の推移を確認したところ、6人の標準報酬月額が一時的に減額となっており、このうち支店間の異動時に減額の者3人、異動が伴わない同一支店で減額の者3人それぞれ確認できる。

その上、申立期間①について、厚生年金保険法では、標準報酬月額の最高等級が3万6,000円であったこと、申立期間②においては、企業年金連合会から提出された申立人のC厚生年金基金の「中脱記録照会（回答）」により、A社が同基金に加入した昭和43年8月1日の申立人の標準報酬月額が4万2,000円と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できることから、申立期間①及び②に係る標準報酬月額について、申立人が主張する記録の誤りは考え難い。

これらのことから、A社においては、転勤による厚生年金保険の被保険者資格取得時において、時間外勤務手当等の変動する手当を除いた報酬額で標準報酬月額を算定して届出を行うことにより、また、同一支店内においても時間外勤務手当等の変動により、厚生年金保険の標準報酬月額がそれぞれ一時的に減額となる状況が認められ、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の減額も特に不自然ではないと認められる。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は認められず、オンライン記録も一致している上、標準報酬月額の訂正が遡って行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から35年2月1日まで

昭和33年5月から35年4月23日まで、A社B工場にC作業の仕事で勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和33年5月から35年4月23日まで、A社B工場にC作業の仕事で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社B工場は、オンライン記録により、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所の元役員は、「私がA社B工場に入社した昭和34年5月には、申立人は入社していない。翌年の35年に申立人が採用されたと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人及び同僚が、「当時、C作業を担当する者は一人であった。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚一人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚4人の計5人に照会し、3人から回答が得られたものの、そのうちの一人は、「昭和34年から35年にかけて、C作業を担当した者は3人おり、申立人は2番目の担当者であった。」と供述し、当該同僚が申立人の前にC作業を担当した者として名前を挙げている他の一人は、「昭和34年頃、C作業を担当してい

た。当時の社員は5人か、6人であったが、申立人と一緒に勤務したことはない。」と供述しており、オンライン記録により、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は昭和34年1月30日から同年11月21日までであることが確認できる。

加えて、申立期間当時、事務を担当していた者は、「当時、社員の出入りが激しかったので、社員の採用から数か月は社会保険の加入手続を行わなかった。」と供述している。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3588

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 21 日から 54 年 4 月 21 日まで  
昭和 52 年 2 月 21 日から 54 年 4 月 21 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 53 年 4 月 21 日までになっている。54 年 4 月 21 日まで勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録により昭和 61 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた者 29 人に照会したところ、13 人から回答を得られたが、そのうち 4 人は申立人の当該事業所における勤務について供述しているものの、その期間については明確でない上、いずれの者からも申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、資格取得日及び離職日の記録はオンライン記録と一致している上、失業手当の受給期間は確認できないものの、これを受給したことが確認できるとともに、上記 13 人の同僚のうち 11 人について、当該事業所に係る雇用保険の離職日の記録とオンライン記録による厚生年金保険の資格喪失日が合致しているこ

とが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 10 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 6 月 24 日から 54 年 10 月 1 日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当したのが昭和 50 年 12 月 1 日であり、その後 51 年 9 月 3 日にB社に名称変更後、52 年 6 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所は、申立期間①及び②において同保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録により、A社及びB社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者は、申立人を含め 15 人確認できるものの、いずれの者も申立期間①及び②において同保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、一人は既に死亡しており、他の 3 人は申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上記 14 人（申立人を除く。）のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人の申立てに係る供述は得られなかった。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。